

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 24 日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所 東京都品川区東五反田 5-9-22 氏 名 N T T 東日本関東病院 院長 大江 隆史 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0 3 - 3 4 4 8 - 6 1 3 6	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	N T T 東日本関東病院
事業場の所在地	品川区東五反田 5 - 9 - 2 2
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 5 9 4 床
③従業員数	1 , 8 2 2 人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染症廃棄物 → 焼却 → サーマルリサイクル(熱回収) 燃えやすい廃油 → 焼却 → 焼却灰を路盤材等にリサイクル 廃酸 → 中和 → 焼却

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

委員長

感染対策室推進室長

管理責任者

医療安全対策室長

事務担当

管財担当課長

- 教育は、感染対策委員会で行なう。従業員（管理者も含む）の教育は、必要の都度実施することとする。
新入社員は、入社時のオリエンテーション内で教育する。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	排出量	1.90 t	263.10 t
	(これまでに実施した取組) ・ 分別の徹底 ・ 感染対策委員会によるラウンドでの分別状況のチェック ・ サイネージ、掲示等による分別等の周知 ・ 排出量の詳細な記録		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	排出量	1.80 t	267.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・ これまでの取り組みの強化、遵守 ・ 今後患者が増える事を見込んでいるため削減は困難と想定される。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物：「鋭利なもの」と「固形物」を分別 ・ 感染対策委員会によるラウンドでの分別状況のチェック ・ サイネージ、掲示等による分別等の周知
②計画	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物：「鋭利なもの」と「固形物」を分別 ・ 感染対策委員会によるラウンドでの分別状況のチェック ・ サイネージ、掲示等による分別等の周知

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和 6 年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
排 出 量	0.00 t	0.01 t	－ t	－ t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
排 出 量	0.00 t	0.01 t	－ t	－ t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

(第3面)－2

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	全処理委託量	1.90 t	263.10 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.90 t	263.10 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	84.20 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	93.30 t
	(これまでに実施した取組)		
	処理業社選定の際に、処理業社が優良認定を受けているかを必ず確認し、優良認定を受けている業社にのみ委託を行った。 また、なるべく熱回収を実施している業者へ委託量を振り分けるようにした		

(第4面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
全処理委託量	0.00 t	0.01 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.01 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
	全 処 理 委 託 量	1.80 t	267.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.80 t	267.00 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	85.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	94.00 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も処理業社が優良認定を受けているかの確認を徹底し、可能であれば現地の処理状況の確認を行う。 熱回収を実施している業者へ委託量を更に振り分けるようにするやむを得ず熱回収を実施していない業者へは今後熱回収を実施していくよう働きかける		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	265.01 t	
	(今後実施する予定の取組) 既に全てのマニフェストは電子化を完了していることから、今後、新たに委託契約を行う業者が出てきた場合も電子マニフェストに対応する業者を選定する。 また、電子マニフェストシステムより収集したデータを分析し、品目別の委託先等の最適化により更なるリサイクル率の向上を目指す		
※事務処理欄			

(第5面) - 2

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類		廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	
全 処 理 委 託 量	0.00 t	0.01 t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.00 t	0.01 t	- t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。